



# 栃木県公報

令和8(2026)年  
6月19日(金)  
第714号

## 目次

### 告示

- 軽油引取税免税証の無効..... 465
- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 465
- 社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録..... 467
- 解除予定保安林..... 467
- 道路の区域の変更..... 467
- 道路の供用開始..... 468
- 建築基準法による道路の位置指定..... 468
- 建築基準法による道路の位置指定の廃止..... 468

### 公 告

- 患畜の届出..... 469
- 土地改良区役員の退就任..... 469

### 調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）..... 470

## 告 示

### 栃木県告示第351号

次の軽油引取税免税証は、令和8(2026)年6月5日から無効とした。

令和8(2026)年6月19日

栃木県知事 福田 富一

免税証の種類	免税用途	免税証の記号及び番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地名称	免税証を交付した県税事務所名	無効の事由
100円券	とび・土工事業	A0670055340 A0670055341	2枚	R8(2026).6.1 ～ R8(2026).11.30	栃木市 (株)JAエ ルサポート	栃木県 安足県税事務所	紛失

(税務課)

### 栃木県告示第352号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和8(2026)年度分の補助金等から適用する。

令和8(2026)年6月19日

栃木県知事 福田 富一

保健福祉部の部医療政策課の款に次のように加える。

医療機能分化・連携支援事業（回復	地域医療構想において更なる充実が	病床の機能を高度急性期、急性期又は慢性期から回復期へ転換する	知事が別に定める額	知事が別に定める者
------------------	------------------	--------------------------------	-----------	-----------

<p>期機能転換施設整備助成) 費補助金</p>	<p>必要とされる回復期病床の整備に要する経費の一部を補助し、病床の機能の分化を推進することにより、地域医療構想に沿った医療提供体制の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>ために行う施設の整備事業</p>		
<p>医療機能分化・連携支援事業（回復期機能転換促進事業）費補助金</p>	<p>地域医療構想において将来不足すると推計される回復期病床の整備に要する経費の一部を補助し、病床の機能の分化を推進することにより、地域医療構想に沿った医療提供体制の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>病床の機能を高度急性期、急性期又は慢性期から回復期へ転換するために行う設備の整備事業及び上述事業を行った病棟において専ら勤務させるために行う理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の雇用事業</p>	<p>知事が別に定める額</p>	<p>知事が別に定める者</p>
<p>医療機能分化・連携支援事業（急性期病床等用途変更促進事業）費補助金</p>	<p>地域医療構想に基づく病床の用途変更に要する経費の一部を補助し、病床の機能の分化を推進することにより、地域医療構想に沿った医療提供体制の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>地域医療構想に沿って回復期以外の医療機能を持つ病床数を減少させ、他の施設に用途を変更するために行う施設又は設備の整備事業</p>	<p>知事が別に定める額</p>	<p>知事が別に定める者</p>
<p>医療機能分化・連携支援事業（地域医療連携推進法人等医療機能分化連携促進事業）費補助金</p>	<p>地域医療連携推進法人の設立等により、複数の医療機関同士で行う医療機能分化・連携の取組に要する経費の一部を補助し、病床の機能の分化を推進することにより、地域医療構想に沿った医療提供体制の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>複数の医療機関で再編統合や機能転換を行うための計画の策定事業及びその計画に基づき、複数の医療機関同士で行う再編統合や機能転換に必要な施設または設備の整備事業及びそれらに付随して一体的に行う施設または設備の整備事業</p>	<p>知事が別に定める額</p>	<p>知事が別に定める者</p>

(医療政策課)

栃木県告示第353号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 6 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

登録番号	事業者		事業所		登録の 年月日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住所又は 主たる事務所の 所在地	名称	所在地		
092600021	株式会社優もあ	栃木市大平町 新1034番地1 ハイツ緑ヶ丘 A棟202	共同生活援助 ゆうもあホーム 越戸町	宇都宮市越戸 町鍋久保112 番地4	令和 8 (2026) 年 5月29日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

(障害福祉課)

栃木県告示第354号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和 8 (2026) 年 6 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 解除予定保安林の所在場所  
日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林整備課)

栃木県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 8 (2026) 年 6 月 19 日から同年 7 月 21 日まで一般の縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 6 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 日光今市線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

278	前	日光市所野1452から 日光市所野1452まで	12.9～15.7	177.1	
	後	日光市所野1452から 日光市所野1452まで	15.7～34.0	177.1	

#### 栃木県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和8（2026）年6月19日から同年7月21日まで一般の縦覧に供する。

令和8（2026）年6月19日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
37	主要地方道 栃木栗野線	鹿沼市深程字宮ノ脇1338-4から 鹿沼市深程字宮前1659-2まで	令和8（2026）年 6月19日
67	主要地方道 藤原宇都宮線	宇都宮市今里町321から 宇都宮市今里町352まで	令和8（2026）年 6月19日
296	一般県道 小山都賀線	栃木市寄居町字弁財天775から 栃木市惣社町字弥五郎地31まで	令和8（2026）年 6月19日

（道路保全課）

#### 栃木県告示第357号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、建築指導課に備え、縦覧に供する。

令和8（2026）年6月19日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長 及び幅員	指定年月日
法第42条第1項第5号 の規定による道路	栃木県さくら市氏家字美女木1493-2、 1495-2、1496の各一部	延長45.65m 幅員6.00m	令和8（2026）年 6月8日

#### 栃木県告示第358号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（昭和56（1981）年2月12日第5023号）を次のとおり廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、栃木県県土整備部建築指導課に備え、縦覧に供する。

令和8（2026）年6月19日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長 及び幅員	廃止年月日
法第42条第1項第5号 の規定による道路	栃木県下都賀郡野木町大字丸林字宮642番 10の一部、642番18の一部	延長19.50m 幅員4.00m	令和8（2026）年 6月4日

(指定時：栃木県下都賀郡野木町大字丸林字中山529-1、530-1（仮換地 野木駅周辺土地区画整理事業仮換地街区番号82番))

(建築指導課)

**公 告**

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年6月19日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	那須町	令和8(2026)年6月3日	法令殺
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須塩原市	令和8(2026)年6月3日	法令殺

(畜産振興課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8(2026)年6月19日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
宇芳真土地改良区	監 事	小林 英雄		芳賀郡芳賀町大字西水沼553	令和8(2026).4.21	
	〃	小菅 幸夫		真岡市東沼422	令和8(2026).4.23	
	〃		阿久津房永	宇都宮市氷室町55		令和8(2026).5.22
	〃		加藤 義光	真岡市西田井1401-1		〃
江戸川用水土地改良区	理 事	平山 精一		那須郡那須町大字高久甲2431-8	令和8(2026).5.24	
	〃	井上 英明		〃 〃 〃 1634-9	〃	
	〃	高久 誠		〃 〃 〃 1513	〃	
	〃	井上 明男		〃 〃 〃 1366	〃	

理事	室越 成由		那須郡那須町大字高久甲637	令和8 (2026). 5.24	
〃	高久精市郎		〃 〃 大字高久丙563	〃	
〃	平山 貴典	平山 貴典	〃 〃 大字高久甲2622	〃	令和8 (2026). 5.25
〃	大森 和範	大森 和範	〃 〃 大字高久丙1605	〃	〃
〃	平山 正夫	平山 正夫	〃 〃 大字高久甲1899	〃	〃
〃	平山 俊治	平山 俊治	〃 〃 〃 2332	〃	〃
〃	平山 和彦	平山 和彦	〃 〃 〃 2017	〃	〃
〃		高久 博之	〃 〃 〃 613	〃	〃
〃		高久 房登	〃 〃 〃 1478	〃	〃
〃		平山 重一	〃 〃 〃 2392-1	〃	〃
〃		角田 英二	〃 〃 〃 1572	〃	〃
〃		高久 博一	〃 〃 〃 1358	〃	〃
〃		平山 宣夫	〃 〃 大字高久丙516	〃	〃
監事	高久 智昭		〃 〃 大字高久甲1355	令和8 (2026). 5.24	
〃	平山 正二	平山 正二	〃 〃 〃 2420-8	〃	令和8 (2026). 5.25
〃	大森 守保	大森 守保	〃 〃 大字高久丙1640	〃	〃
〃	大内 淑公	大内 淑公	〃 〃 〃 4432	〃	〃
〃		高久 修	〃 〃 大字高久甲1620	〃	〃

(農地整備課)

### 調達等公告

#### ○入札公告 (特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8(2026)年6月19日

栃木県日光土木事務所長 日 原 順

#### 1 入札に付する事項

- (1) 案件名及び購入数量 除雪グレーダ 1台
- (2) 購入物品等の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和9(2027)年3月19日(金)
- (4) 納入場所 栃木県日光土木事務所(栃木県日光市萩垣面2390-7)

#### 2 競争入札に参加する者(以下「入札参加希望者」という。)に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。

大分類「D 機械器具、車両類」、小分類「4 車両」

(3) 競争参加資格確認申請書提出日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年 3 月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

### 3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面2390-7

栃木県日光土木事務所 管理部総務課 電話 0288-53-1211 FAX 0288-53-1218

電子メール nikko-dj@pref.tochigi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

入札公告日から競争参加資格確認申請書提出期限まで入札情報システム上で公開する。なお、来庁による交付の場合は、同期間（土曜日、日曜日及び祝日（以下「閉庁日」という。）を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで、(1)の場所において交付する。

(3) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和 8（2026）年 7 月 29 日（水） 午後 4 時期限までに電子入札システムにより提出すること。

なお、栃木県物品等電子調達運用基準（令和 3（2021）年 4 月 1 日施行）に定める紙入札方式参加承諾願（様式 1）を提出し、紙による入札参加の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）にあつては、(1)の場所に、郵送（書留郵便）又は持参により提出すること。

(4) 開札の日時及び場所等

令和 8（2026）年 7 月 30 日（木） 午前 9 時 30 分

上記日時に、(1)の場所において電子入札システムにより開札を行う。

なお、入札参加者の立会いは求めないものとするが、立会いを希望する場合は、開札日の前日（閉庁日を除く。）までに(1)に連絡し、代理人が立会う場合は委任状を提出すること。

(5) 入札の方法

1の(1)の案件名で、総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

(8) 競争参加資格確認通知書受領後に入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。

(9) 提出期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退したものとみなす。

### 4 入札者に要求される事項

(1) 競争参加資格確認申請

この入札の入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び以下に定める関係資料を提出し、審査を受けなければならない。審査の結果、競争入札参加資格を有する者と判断された入札者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。

(2) 競争参加資格確認申請書と併せて提出を求める関係資料

ア 納入物品仕様書様式（表紙）（県指定様式）

イ 納入物品仕様書（任意様式）

ウ 納入物品のカタログ、パンフレット、図面等

エ 納入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されている者の確認書（県指定様式）

## (3) 競争参加資格確認申請書及び関係資料の提出期限及び提出方法

令和8(2026)年7月8日(水) 午後4時

上記期限までに電子入札システムにより提出すること。

なお、提出資料のデータ容量が3MBを超える場合又は提出資料に特性上電子化できない資料が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該資料の郵送(書留郵便)又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出資料の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

## (4) 審査の方法

ア 栃木県日光土木事務所長が、入札参加希望者の提出した資料をイの基準により審査する。

イ 資料に示された納入物品の仕様が、栃木県日光土木事務所で作成する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

## (5) 審査結果の通知期限及び通知方法

令和8(2026)年7月15日(水)

上記期限までに電子入札システムにより通知する。

## 5 仕様書等に関する質問及びその回答

## (1) 質問期限及び質問方法

令和8(2026)年6月25日(木) 午後4時

上記期限までに電子入札システムにより質問すること。

## (2) 質問及び回答の一斉公開期限及び公開方法

令和8(2026)年7月1日(水)

上記期限までに電子入札システム及び栃木県ホームページ上に公開する。

## (3) 質問及び回答の一斉公開範囲

質問者に関する情報を除き、質問及び回答の内容(図面等添付資料がある場合はこれを含む。)をすべて公開する。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金 免除

## (3) 入札の無効

ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年4月1日施行)第19条に掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

## (4) 落札者の決定方法

ア 4(4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

## (5) 最低制限価格の有無 無

## (6) 契約書作成の要否 要

本契約は、栃木県電子契約実施要領(令和6(2024)年4月1日施行)に定める立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変され

ていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(7) 再入札

入札は2回目までとする。1回目の入札が不調となった場合は、応札者に対し、再入札の実施について電子入札システムにより通知する。入札参加希望者は県が指定する日時までに2回目の入札書を電子入札システムにより提出する。なお、指定の日時までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退したものとみなす。

また、2回目の入札も不調となった場合は、最低入札価格提示者との協議に移行する。

(8) 開札結果の通知

応札者に対し、落札者名及び落札金額を電子入札システムにより通知する。

(9) その他

ア 入札の手續に要する費用は、すべて入札参加希望者の負担とする。

また、入札の手續において提出された書類等については、返却しないものとする。

イ その他、詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

1 Units of motor grader with snowplow

(2) Time-limit for tender:

4:00 p.m., July 29, 2026

(3) Information is available at:

Management Department General Affairs Division

Nikko Civil Engineering Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

2390-7 Hangakimen, Nikko, Tochigi 321-1414

TEL 0288-53-1211

FAX 0288-53-1218

E-mail nikko-dj@pref.tochigi.lg.jp

(道路保全課)